7 (1) パレスチナ自治政府行政機関は、アラブ銀行又は日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で開設される勘定に、3(1)に規定する生産物の販売及び賃貸から得られるすべての収益をイスラエルの通貨で積み立てることを確保する。積み立てられる収益の金額は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、3(1)に規定する生産物の購入に関連して行われる日本円による払込額の半額以上とする。積立ては、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で別段の合意がない限り、この了解が効力を生じた日から三年以内に行われる。

(2) このようにして積み立てられた資金は、パレスチナ自治区の経済社会開発事業計画のために利用される。

(3) 日本国政府及びＰＬＯの関係当局は、積み立てられた資金を利用する事業計画の詳細につきその利用に先立って相互に協議する。

(4) パレスチナ自治政府行政機関は、積み立てられた資金が(2)及び(3)の規定に従って完全に使用された場合には、日本国政府に対し、その使途について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を、遅滞なく行なう。

8 この了解の実施に関する手続細目は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の協議により合意される。

9 日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

10 この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をＰＬＯに代わって確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月二十一日にラマッラで

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府のために

サラーム・ファイヤード閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記の了解をＰＬＯに代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千九年十二月二十一日にラマッラで

パレスチナ解放機構

パレスチナ暫定自治政府

のために

サラーム・ファイヤード

対パレスチナ暫定自治政府

日本国政府代表

事務所長　橋本尚文殿

## ○外務省告示第二十七号

平成二十一年十二月二十一日にラマッラで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画の実施のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十二年一月十八日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化すること並びに気候変動への適応及びその緩和並びにクリーンエネルギーへのアクセスの改善に特に重点を置いたパレスチナ自治政府による気候変動に対処するための努力を促進することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本官は、更に、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2 (1) 日本国政府は、パレスチナ自治政府による太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、パレスチナ自治政府行政機関に対し、六億円（六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。

(2) 贈与は、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。

(3) 贈与の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によって規律される。

3 贈与は、贈与契約に定める期間に提供される。ただし、この期間は、贈与契約が効力を生じた日から二千十年十二月三十一日までの間とする。

4 (1) 贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正にかつ専ら贈与契約に定める計画の実施に必要な生産物及び役務（以下「構成要素」と総称する。）を購入するため並びに計画の実施に必要な手数料のために使用される。ただし、当該生産物は調達適格国及び地域のものとし、当該役務は調達適格国及び地域の者によるものとする（この了解において、「者」とは、日本国の場合は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味し、日本国以外の国及び地域の場合は日本国以外の国及び地域の自然人又は法人を意味する。）。

(2) (1)に規定する調達適格国及び地域の範囲は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される。

5 パレスチナ自治政府行政機関は、構成要素の効果的な、円滑な、かつ、適正な購入のため及びパレスチナ自治政府行政機関に対する必要な支援のため、贈与契約の規定に従いパレスチナ自治政府行政機関に代わって行動する独立の、かつ、能力を有する代理人（以下「代理人」という。）と雇用契約を締結する。この雇用契約は、贈与及びその利子の使用条件に適合することがＪＩＣＡにより書面によって承認される。

6 贈与は、贈与契約の規定に従い、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局によって指定される日本国の銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で開設される勘定に日本円で払い込むことにより、ＪＩＣＡが実施する。

7 (1) パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) パレスチナ自治区における4(1)に規定する生産物の通関が速やかに行われることを確保すること及び同区における4(1)に規定する生産物の域内輸送を援助すること。

(b) 贈与契約に定める条件に従って、6に規定する勘定中の残余金をＪＩＣＡに返還すること。

(c) 構成要素の購入並びに代理人の雇用に関してパレスチナ自治区において課される関税、域内税及びその他の財政課徴金が贈与及びその利子を使用することなくその指定する当局により負担されることを確保すること。

(d) 構成要素の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の者又は第三国の者（代理人により雇用されるそれらの国の者を含む。）に対し、その業務の遂行のためのパレスチナ自治区への入域及び同区における滞在に必要な便宜を与えること。

(e) 贈与契約に定める条件に従って、ＪＩＣＡにとって受諾し得る書面により作成された6に規定する勘定に係る取引に関する報告書を、代理人を通じＪＩＣＡに対し提出すること。

(f) 構成要素が、計画の実施のために、適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

(g) 計画の実施に必要なすべての経費（贈与及びその利子が使用される対象となるものを除く。）を負担すること。

(h) 計画の実施に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。